

岩手県 寡婦・老人医療費助成事業〔自動償還払い〕コード一覧表（令和6年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が、自動償還払い(※1)を実施する寡婦・老人医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※2)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への申請書の提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

受給者証番号 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号

市町村コード事業コード受給者ごとの任意の番号

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

市町村名	市町村コード	事業コード		1レセプト当たりの受給者負担限度額
		市単（寡婦） 申請書の色〔グレー〕	市単（老人）	
盛岡市				
宮古市	02	96		世帯員全員が市民税非課税の場合は自己負担なし それ以外は入院5000円 外来1500円
大船渡市	03	96		【非課税世帯】一部負担金の1/3 【課税世帯】入院5000円、 外来1500円に加え、それらを越えた分の1/3
奥州市	04	96		自己負担なし
花巻市	05	96		入院2500円、外来750円に加え、それらを越えた分の 1/2
北上市				
久慈市	07	96		市民税が課された者は、1レセプトあたり一部負担金から入院5000円、 外来1500円を控除した額の10分の2に相当する額に入院5000円、外来 1500円を加算した額(ただし、一部負担金の額を上限とする)
遠野市	08	96		医療費一部負担金の1/2
一関市				
陸前高田市	10	96		入院5000円 外来1500円 ※市町村民税非課税世帯に属する場合は自己負担なし
釜石市				
二戸市				
八幡平市	17	96		一部負担金から総医療費の2割を控除した額
滝沢市				
雫石町				
葛巻町	15	96		医療費一部負担金の1/2
岩手町	16	96		【非課税世帯】一部負担金の1/2 【課税世帯】入院5000円、 外来1500円に加え、それらを越えた分の1/2
紫波町	21	96		総医療費の2割
矢巾町	22	96		入院5000円 外来1500円
西和賀町	30	96	65〔グレー〕	【寡婦】入院5000円 外来1500円 【65歳以上老人】入院5000円 外来1500円（町内医療機関 受診に限る）
金ケ崎町	31	96		自己負担なし
平泉町				
住田町				
大槌町				
山田町	48	96		医療費一部負担金の1/2
岩泉町				
田野畑村				
普代村	51	96		【非課税世帯】一部負担金の1/2 【課税世帯】一部負担金か ら入院5000円、外来1500円を控除した額の1/2
軽米町				
洋野町				
野田村	56	96		【非課税世帯】一部負担金の1/2 【課税世帯】一部負担金か ら入院5000円、外来1500円を控除した額の1/2
九戸村	59		65〔グリーン〕	①【68歳到達月の初日から70歳到達月の末日までの者】前期高齢者 医療の一部負担金相当額(ただし、外来は村内医療機関のみ) ②【73歳到達月の初日から75歳到達までの者】②後期高齢者医療の 一部負担金相当額(ただし、外来は村内医療機関のみ)
一戸町	62	96		医療費一部負担金の1/2

※1 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。